

行政書士出張封印依頼書 (記入例)

20200813 改訂

車庫証明センター福岡 殿
(行政書士うめだ法務事務所)

本書を登録書類等と共に郵送または FAX (0946-23-9972) ください。

以下の重要事項を了承し、下記車両の出張封印を依頼します。

依頼年月日 : 2020 年 8 月 13 日

車台番号 *正確に記載	ABC10-12345678	【依頼者】
車台番号の位置	<input type="checkbox"/> 運転席の下 <input type="checkbox"/> 運転席右側 <input type="checkbox"/> ボンネット (エンジンルーム) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (後部座席 (運転席側) の足元付近) *詳細に記載	住所: 福岡県朝倉市甘木〇〇-〇〇 氏名: ▲▲モータース株式会社 連絡先: 0946-21-〇〇〇〇
依頼項目 *該当がある場合	<input checked="" type="checkbox"/> 行政書士による出張封印 (施封作業) <input checked="" type="checkbox"/> ナンバープレート取付作業 (*) <input type="checkbox"/> ナンバープレート取外作業 (*) (*) 出張封印とは別に作業料金がかかります。	担当者名: 朝倉 一郎 ※「社判・ゴム印可」

【重要事項】

- ① 施封作業は、車庫証明センター福岡または、当該センターから委託を受けた行政書士事務所 (以下、「車庫証明センター福岡等」という) が行います。行政書士以外への封印の郵送はできません。
- ② 以下の場合には、行政書士による出張封印はできません。
以下の理由により出張封印ができない場合でも、依頼者が「登録・出張封印に係る費用」を支払うものとなります。

■車台番号が一見して明確ではない場合

プレートの劣化・腐食等により、車台番号が一見して明確ではない場合には、出張封印を利用できません。その際は、運輸支局へ自動車を持ち込み、「職権打刻申請」を行う必要があります。

■特殊ネジを使用している・サビ等によりナンバープレートの取外・取付ができない場合

車庫証明センター福岡等がナンバープレートの取付け・取外しを行う場合、特殊ネジを使用している・サビ等が原因でナンバープレートの取外・取付が容易にできない場合には、別途費用が発生します。場合によっては、出張封印を利用できません。

■取り付けるナンバープレートが字光式の場合

字光式ナンバープレートの場合には、出張封印を利用できないことがありますので、字光式の場合には、必ず事前にその旨をご連絡ください。

- ③ 出張封印の費用について。

■以下の場合には、別途加算料金が発生します。

- a 出張封印の施封日時が土日祝日・早朝・夜間の場合、ナンバープレートの取付・取外作業を車庫証明センター福岡等にて行う場合
- b 施封の際、車庫証明センター福岡等の都合によらず、当初の予定時刻より遅れが生じ、待機時間 (15 分以上) が発生した場合
- c 旧ナンバープレートがある場合において、登録時にナンバープレートを返納しておらず、後日ナンバープレートの返納する必要がある場合
- d その他、加算料金を請求し得る一定の事由が発生したとき